

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金のご案内

支給対象者

①住民税非課税世帯

令和3年12月10日時点で日本国内に居住し、基準日（令和4年6月1日）に、住民基本台帳に記録されている方で、世帯全員が令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯。町条例で定めるところにより当該町民税均等割を免除されている世帯（※）

※既に本給付金の支給を受けた世帯または当該世帯の世帯主であった方を含む世帯は支給対象外です。再度支給されるものではありませんので、ご注意ください。

②家計急変世帯

①以外で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和4年1月以降の収入が減少し、（令和4年9月まで）、世帯全員それぞれの1年間の収入見込額が住民税均等割非課税相当となった世帯

※①、②ともに、住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみで構成されている世帯は除きます。※租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給

対象となりません。

支給金額 1世帯あたり10万円

※1世帯1回限り。また、①、②の重複支給はできません。

提出書類

①住民税非課税世帯

支給対象と思われる世帯に対し、郵送にて「確認書」を順次発送しました。「確認書」が返送されないと振り込みができませんので、お手元の「確認書」に記入・確認書類を貼付し、福祉ごとも課まで返送してください。

※令和3年12月1日以降に大口町に転入し、給付の対象と思われる方で、確認書が届いていない場合は福祉ごとも課にご相談ください。

②家計急変世帯

所定の申請用紙にご記入、左記の提出書類を添付し、9月30日（金）※までに福祉ごとも課へ提出してください。

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、郵送でお願いいたします。（当日消印有効）

提出書類 福祉ごとも課窓口にて配布しております。

▽住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯）申請書

▽申請者（世帯主）本人確認書類の写し

※申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート、在留カード等の写しのそれぞれ本人確認のできるページ

▽申請者（世帯主）の世帯の状況を
確認できる書類の写し

※申請者の世帯の状況を確認できる戸籍謄本、住民票等の写し

※令和4年1月1日以降、複数回転居された方は、戸籍の附票の写し

▽受取口座を確認できる書類の写し

※通帳やキャッシュカード、インターネットバンキング画面の写しなど、受取口座の金融機関名・支店名または支店コード・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し

▽簡易な収入（所得）見込額の申立書

▽「任意の1か月の収入」の状況を確認できる書類の写し

お近くにコピー機がない場合

返送する際に必要となる確認書類の写しにつきましては、役場（戸籍保険課前）、ほほえみプラザ（福祉ごとも課横）で、有料にて承りますのでご利用ください。なお、福祉ごとも課窓口では、コピーを

おこないません。

問合せ先

※給付金制度 内閣府コールセンター
タ1-0120-526-145

午前9時から午後8時まで（土・日・祝除く）

※「臨時特別給付金」を装う振り込み詐欺や個人情報詐取にご注意ください。



児童扶養手当等の現況届をお忘れなく！

8月は、児童扶養手当・愛知県遺児手当・大口町児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給を受けている方が、引き続き手当を受けられるかどうかを確認するため、現況届等を出していただく時期です。

8月上旬に、福祉ごとも課から必要書類を送付しますので、必ず期限内にご提出してください。

児童扶養手当の支給開始から5年経過等に該当する方は、現況届と併せて一部支給停止適用除外届出書(緑色の様式) および関係書類をお持ちください。 なお、該当者へは送付済です。

提出書類

▽児童扶養手当

- ① 現況届
 - ② 児童扶養手当証書
 - ③ 養育費に関する申告書など
- ▽愛知県遺児手当
所得状況届など

※令和4年1月2日以降、大口町へ転入された方は、令和4年1月1日現在お住まいの住所にて、「令和4年度(令和3年分)課税証明書」を取得の上、提出してください。

▽大口町児童扶養手当

- 現況届など
- ▽特別児童扶養手当

① 所得状況届

② 特別児童扶養手当証書

提出期間

▽児童扶養手当・愛知県遺児手当・大口町児童扶養手当
8月1日(月)から31日(水)

▽特別児童扶養手当

8月12日(金)から9月9日(金)
問合せおよび提出先
ほほえみプラザ1階
福祉ごとも課 ☎94-11222

特別障害者手当等現況届・愛知県在宅重度障害者手当所得状況届の提出

受給者の方は、毎年1回現況届・所得状況届の提出が必要になります。提出がない場合、8月以降の手当が受けられなくなりますので、期間内に必ず提出してください。必要書類は郵送します。

提出書類

▽特別障害者手当・障害児福祉手当

- ① 現況届
- ② 年金振込通知書(ハガキ)
- ③ 令和3年中の年金の金額が確認できる通帳

▽愛知県在宅重度障害者手当

所得状況届

※令和4年1月2日以降、大口町へ転入された方は、令和3年1月1日現在お住まいの住所にて、「令和4年度(令和3年分)課税証明書」を取得の上、提出してください。

提出期間

▽特別障害者手当・障害児福祉手当
8月12日(金)から9月9日(金)

▽愛知県在宅重度障害者手当
8月1日(月)から31日(水)

※各手当とも所得制限があります。

問合せおよび提出先
ほほえみプラザ1階 福祉ごとも課 ☎94-11222

絵本の寄贈

殺処分ゼロを目指す団体「ある犬のおはなしプロジェクト」代表高瀬充花さんから、命の尊さ、大切さなどを考える教育に役立ててほしいとの思いから、絵本「ある犬のおはなし」を町内小中学校に寄贈いただきました。



子どもの豊かな心を育む活動をしている団体「ことのはクリエイト」様より子どもたちに、誰かのために何ができるだろうと考え、行動してほしいとの思いから「ヘアドネーションを題材にした絵本「ぼくが髪を伸ばすわけ」を町内小学校に寄贈いただきました。



※小児がんや事故などで頭髪を失った子どものために、寄附された髪の毛でウィッグ(かつら)を作り無償で提供する活動。